

ふく  
福

ま  
間

さとし  
聡

学位の種類	博士(文学)
学位記番号	文博第 185 号
学位授与年月日	平成17年3月10日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻	東北大学大学院文学研究科(博士課程後期3年の課程) 文化科学専攻
学位論文題目	J・ロールズの分析的倫理学の再構成 —共有可能な理由を求めて—
論文審査委員	(主査) 教授 清水哲郎 教授 野家啓一 教授 座小田 豊 教授 篠 憲二 講師 荻原 理 教授 川本隆史

## 論文内容の要旨

本論文はJ.ロールズの道徳理論が有する分析倫理的な側面に焦点を当て、現在のメタ倫理学の論争状況下においてどれほどの有効性を持ちうる理論であるのかを解明するものである。

ロールズが1971年に出版した『正義論(TJ)』が、それまで分析哲学ないしは英語圏の哲学において20世紀の初めから50年以上停滞していた「規範倫理学」と「政治哲学」の分野を再活性化させたという評価は既に確立したものとなっている。しかし『TJ』が倫理学の分野で引き起こした革命はこれに尽きるものではない。S.ダーオルらが指摘しているように、『TJ』はまたメタ倫理学の領域においても「偉大な発展the Great Expansion」をもたらしているのである。

20世紀の英語圏の道徳哲学はG.E.ムーアにはじまったが、彼が唱えた「自然主義的誤謬」と「開かれた問いの論法」によって倫理学と自然(科学)との間に大きな断絶が生じ、その後の言語哲学の隆盛と共に有力な哲学者達によって道徳的言明や道徳的議論は認知的なものではないという断定がくだされ、1950年代までには道徳的諸問題は非認知主義的に考察されるべきだという主張が主流となった。しかし非認知主義(情動主義)は道徳的事実や、道徳的真理、道徳的知識などというものは存在しないと主張する「厳格なニヒリズム」ではないとしても、道徳の本領は事実を記述するものではなく、それゆえ道徳的判断とはその判断を下す人の感情や態度を表明するにすぎないという「穏健なニヒリズム」を支持することになった。このような情動主義者の見解を支えていたものの一つは「価値と事実の峻別」、ない

しは「存在と当為の峻別」という「ヒュームの法則」であった。

しかしながら合衆国にあってはW.V.クワインの出現と共に、言語哲学の諸仮定に依拠していたこのようなメタ倫理学の諸前提は掘り崩されることとなった。クワインを初めとする哲学者達（例えばN.グッドマン）は「分析的」と「総合的」という二分法に対する経験的・実証主義的な信頼を掘り崩し、実質の問題と意味の問題との間には何らの実在的区別もありえないということを示すことでもって、メタ倫理学と規範倫理学との間に仮定されていた区別をも「現に突き崩したのである」。このことは第一に、指令的もしくは記述的内容のどちらかを「基礎的なもの」として同定すべきであるというメタ倫理における強迫観念の一部を取り去った。そのような言明間の連関性は常に変化する枠組みと環境の全般的な諸特徴に依存するのであり、決して「概念的真理」として区別されるべきものでないと主張することを可能にしたのである。そしてこのようなムーブメントの一つの結実がロールズの『TJ』であり、そこで展開された「反照的均衡」という方法論なのである。

ダーオールによれば、それまでの偏狭なまでに言語分析のみに傾注してきた分析的メタ倫理学はこのムーブメントにおいて「完全に失職した」。これは非認知主義を論駁することによって執り行われたというよりも、「意味」や「分析的真理」についての従来の概念に対する落ち着きの悪さを多くの哲学者達が共有したことに由来する。そして反照的均衡という方法論は狭隘なメタ倫理的な諸問題を一時棚上げにしたうえで、その当時社会的に切迫していた実質的な道徳的諸問題の解明に役立つことを期待させたのである。

この方法論においてロールズは、「道徳的事実は存在するのか」といった伝統的なメタ倫理的問題はひとまず括弧に括り、また我々の「道徳的直観」を非自然主義的な認識能力として解釈するのではなく、我々にとって説得的であると思われる実質的な道徳的反応（熟考された道徳的判断）であると規定することによって、このような判断の集合を背景として競合する規範的諸原理や理論を認知的、論証的に吟味しうることを提示したのである。そしてその出自はグッドマンに求められるこの反照的均衡の方法は我々が道徳的に語りうる領域を経験的、そして哲学的諸問題を包括するまで拡大したのである。

しかしながら逆説的であるのかも知れないが、このようなロールズによる道徳的方法論の展開はメタ倫理学を終焉させたのではなく、その主要な関心を規範的な方法や諸理論へと向けさせたのであり、これによって、それらの方法や諸理論まつわる道徳性の意味論的、認識論的、存在論的、そして実践的（心理学的）身分とは何であるのかという問題がメタ倫理学においては問われるようになったのである。そしてまた反照的均衡という方法論は、自然主義と非自然主義の新たな形態を再度、非認知主義の対抗馬として登場させ、また非認知主義自体も「合理性」や「真」という概念を適切に用いることができるように自己改革が迫られたのである。またそれまでは道徳理論の一部とは見なされていなかったゲーム理論や合理的選択理論が取り入れられることにより、実践的正当化の諸問題を再考し、明確化する道が切り開かれたのである。

ロールズが反照的均衡と共に唱道しはじめ、本論文で焦点が当てられる「構成主義」は道徳理論の方法論的な諸問題を取り扱う際の彼の立場を規定するものとして主張されたメタ倫理学の一見解である。ロールズおよび彼の弟子達はこの構成主義によって、熟考された道徳的判断の地位やその正当化、それが依拠する道徳的事実の位置づけ、そしてこの判断が有する行為への動機付けといった諸問題に対して体系的な解答を提示することを試みている。本論文の目的はまずロールズ倫理学の骨格をなす「構成主義」という新たな道徳理論の立場を、その形成史と共に明らかにし、また構成主義のプロジェクトを引き継ぐ論者達が如何なる発展、ないしは修正を試みているのかを詳述する。そして次にこの道徳理論が現在のメタ倫理学における論争状況下で如何なる位置付けにあるのかを分節化するために、道徳的意味

論、認識論、存在論、そして心理学という各領域においてこの理論の吟味を行い、またわたし自身の見解を織り交ぜながら更なる理論的な発展を目指すことにある。

本論文は二部六章から成る。第一章ではロールズ倫理学の二つの柱である「カント主義Kantianism」と「構成主義constructivism」を俎上に載せ、ロールズは如何なるアプローチによってカントを理解しており、またその理解が如何なる仕方であるロールズの（メタ）倫理学理論である「構成主義」に反映されているのかを分節化する。

第一節では「構成主義」という道徳理論を「実在論realism」および「相対主義relativism（懐疑主義skepticism）」との対比において、その輪郭を示した上で、『TJ』とそれに至る諸論文のなかでロールズは如何なるコンテキストにおいてカントを援用し、また構成主義的思考法に基づいて自らの道徳理論を展開していったのかを形成史的に考察する。ここでポイントとなるのはカント主義と構成主義が結合され、「カント的構成主義」として結実するのは1980年の論文「道徳理論におけるカント的構成主義（KC）」においてであるが、正義に関わる諸問題への構成的主義的なアプローチはロールズの最初期の論文「倫理学のための決定手続きの概要（OD 1951）」の中で既に示されており、また「分析的構成物analytic construction」という名で「構成主義的手続き」が「憲法上の自由と正義の概念（CC 1963）」および「正義感覚（SJ 1963）」において論じられているという点である。

またロールズのカント解釈、特にその「定言命法」と「自律」概念に関する解釈が『TJ』第40節「公正としての正義のカント的解釈」と第78節「自律と客観性」において提示されている。本稿が焦点を当てるのはその「手続き的なカント解釈」である。ロールズは「定言命法」という仕方で我々が道徳法則を採用するプロセスを「原初状態」という概念装置を用いることによって「手続き」的に表現し、その上でこの「構成の手続きprocedure of construction」である「原初状態」によって導かれた正義の諸原理から我々が行為することは「定言命法」に基づいて我々が行為することに等しいという議論を展開している。そしてまた「無知のヴェール」によって情報が制限されている原初状態の当事者達は「適切な一般的観点」を表現しており、このような観点から我々が正義にまつわる諸問題を考察するとき、我々は「客観的」な観点から推論や理由付けreasoningを行っていることにもなることをロールズは提唱している。

第二節では、「カント的構成主義Kantian constructivism」という道徳理論の立場からロールズは如何なる仕方で道徳的諸概念、たとえば「道徳的客観性」、「道徳的理由」および「道徳的事実」を再解釈しているのかを吟味する。そこでのロールズの論敵は「合理的直観主義」であり、道徳的諸価値を我々から独立した客観的な道徳的秩序や命令moral orderに求めている点を彼は特に批判している。この立場に対して構成主義は我々の道徳的判断の規準として「真truth」ではなく「理に適切であることreasonable」を採用し、また客観性を「適切に構成された社会的観点」として捉え返すべきことを打ち出している。また「道徳的事実」とは我々が有する社会構想や人格構想から独立したものではなく、<我々が構築した諸原理に照らしてはじめてそれとして同定される事実であることをロールズは提言している。

これに加えて、ロールズは自らが確立した道徳理論を背景にカント倫理学の再解釈を「カントの道徳哲学における諸主題（TK 1989）」で提示している。我々が有する格率が定言命法としても妥当しうのかを判定するテストを「定言命法（CI）手続き」として開示し、基礎付け主義的ではないカント解釈をロールズは展開している。またカント道徳哲学の核である「理性の事実」および「理論理性と実践理性との差異」に関してもロールズは論及している。またこの論文においてロールズは、「構成の手続き」と

はそれ自体は構成されないものであると解き明かしているが、これは明白にそれまでのロールズの「原初状態」の解釈とは異なるものであり、この変化は『政治的リベラリズム (PL 1996)』にも引き継がれている。

第三節ではロールズの「道徳的構成主義moral constructivism」から「政治的構成主義political constructivism」への移行に焦点を当てる。『PL』以前のロールズは構成主義という方法を道徳的および政治的双方の領域に適用される普遍的な理論であるとして組み立ててきたが、この著作に至って自らの構成主義を「民主社会の政治的領域」のみに制限することを宣言している。この変遷の背景には我々の民主社会が有する不可避の事実である「穏当な多元主義の事実」についてのロールズの認識の変化がある。この状況認識の変化に伴い、ロールズは構成の手続きである原初状態の位置付けとその正当化についての説明も変化させ、また自由で平等な道徳的人格という人格理論の内容も修正している。

しかし『PL』での「道徳的客観性」、「道徳的理由」および「道徳的事実」に関する考察は一層洗練され、道徳実在論に対するより強固な批判を提示している。本節ではロールズの議論を踏まえた上で、構成主義的な道徳的理由と事実、そして「道徳的動機付け」についてのわたしなりの一考察を略説している。この見解は第三章以下の議論において発展させられるものである。

第二章ではロールズが確立した構成主義的道徳理論が他の論者によって如何なる仕方で解釈され、ロールズ的道徳理論の更なる発展、もしくはそれからの離反が如何なる仕方で試みられているのかを検討する。

ロールズが構成主義という立場を「KC」で提唱して以来、多くの論者が「構成主義」という名を冠した道徳理論を打ち出すに至っている。しかし構成主義は道徳理論として未だ一枚岩ではなく（かつてそのような道徳理論が存在したというわけではないが）、多様な解釈に開かれている理論である。このような現状を踏まえてロールズの構成主義に関する様々な（二次）文献を大きく分けるならば、「原初状態」という仮想的な契約ないしは合意状況の設定にこの理論の本質を見出す立場と、「反照的均衡」という整合主義的な道徳的方法論にその核を求める立場とに分類することが可能である。前者にはB.バリー、R.ミロ、S.フリーマン、T.H.ヒル、K.コースガード、O.オニール、等が属し、後者にはドゥオーキン、D.O.ブリック等が属している。それゆえ前者は「契約主義的構成主義contractarian constructivism」、そして後者は「整合主義的構成主義coherentist constructivism」と命名することができよう。このうち本章では前者、すなわち「契約主義的構成主義」による構成主義理論の展開を吟味する。彼/彼女らは単にロールズに追随しているわけではなく、各々独自の見解を提示しているため、一括りに扱える論者達ではない。しかし一つだけ共通している点を挙げるとすれば、彼/彼女らはロールズによるカント的構成主義は彼/彼女らが理解するカントのプロジェクトからすれば未だ不徹底であるという診断を下した上で、よりラディカルな構成主義理論をカントに基づいて提唱しているという点である（特にヒル、オニール、コースガード）。この章で論じられる各論者は全て、英米圏においては独自の業績を挙げている哲学者であり、子細に取り扱うとするならばそれぞれに一冊の著作が必要される。それゆえ本章では「構成の手続き」、「(道徳的)理由」、「道徳的事実」、「道徳的動機付け」という概念群に注目し、各論者の特質およびロールズとの差異を明らかにすることを試みたい。

そして本論文の**第二部**を成す第三章以下では次のような問いを軸に論じられている。

「倫理学の主要な問題として次のようなものがある。果たして道徳的事実というものが存在し、したがって道徳的事実を認識するということ、そして記述するということがあるのか。例えば、<X>をすること

とは不正である>という事実が我々の社会にあり、この道徳的事実を正しく認識しているひとと見損なっているひとが存在し、この<Xをすることは不正である>という言明は真偽を問えるものであると考えられているのか。それとも、<道徳的事実>などというものは存在せず、したがって倫理的な事柄の<認識>とか<記述>ということは意味をなさないと考えられているのか(ロールズは前者の立場を擁護している)。またそのような道徳的判断を行うことによって、この判断は我々の行為への動機付けに対して如何なる影響を与えるのか。このような問題は道徳的意味論・認識論・存在論、そして心理学の四領域にまたがる。わたしはロールズ倫理学を説明するにあたり、以下の第三、四、五、六章でそれぞれ大枠において意味論的、認識論的、存在論、および心理学的な観点からの考察を行うが、今述べたような事柄上の密接な関連性ゆえに、これらの四章の議論もまた相互に密接に関連するものであることを初めに断っておく。ただし、ロールズの微妙な、そして斬新な立場を精確に把握するためにはそれら四つの観点を区別することは——現在の微に入り細にわたる分析倫理学の論争状況からしても——有用であると思われる」。

**第三章**ではロールズの道徳的意味論を、特に彼が示す「善」の定義と、「熟考された道徳的判断」を表した言明の説明に焦点を当てることにより、如何なる記述主義的見解を彼が採用しているのかを検討する。

第一節では、まず現在論じられている記述主義と非記述主義(道具主義)の対立を明確化する。そしてロールズが提示している「善」の意味についての説明が有する、記述主義的な性格を確認し、この説明にあっては「善」という評価語を含んだ評価的言明が有すると考えられている「行為指針性」をも解明しうることを提起する。

第二節では、「熟考された道徳的判断」を取り上げる。この判断は事実に基づいた我々の信念を表すものとしてロールズは特徴付けている。しかし科学的な判断、すなわち因果的な知識に基づく判断を範とする立場から、この「熟考された道徳的判断」が有する初期的な確実性に対して疑いが投げ掛けられている。それゆえこの節ではそのような疑いを提起する論者達の主張を吟味する。

そして第三節では、科学的推論・判断と道徳的推論・判断はそれぞれ異なる基準に基づく思考様式であり、それぞれの領域に相応しい<客観性の構想>が存在することを指摘する。またこのことを通じてロールズが道徳的判断に関して示す見解を「日常言語学派ordinary language school」の文脈に位置付け、「十分な理由に基づく接近good reasons approach」という方法論に基づいて彼の立場を再構成することを行う。そして、ロールズが提起する「道徳的客観性」とは、我々が他者との道徳的対話の中で述べあう「諸理由の秩序」の中に位置付けられるものであり、我々によって「構成」されるものであることを明らかにする。

本章は道徳理論の分析において最も基礎的な「意味論」の観点から道徳的判断の考察を行うものであり、それゆえ以下に続く各章の予備的な論考ともなっている。したがってその記述は暫定的なものとなっているきらいがあるが、ここで考察されている諸問題の十全な解明は以下の各章で行っている。

**第四章**ではロールズの道徳的認識論、特にロールズが我々の熟考された道徳的判断の正当化を行う際に採用している、<反照的均衡による正当化>と<合意に基づく正当化>の認識論的諸特徴を再構成することを試みる。

第一節では、まず我々の知識一般の正当化において伝統的に問題となってきた「基礎付け主義」と「整合主義」の対立を取り上げる。そしてロールズが提起する「反照的均衡」という方法論とは整合主

義的な正当化の方法論として特徴付けることができ、彼自身もまたそのように認識していることを確認する。加えて、この方法論を「熟考された道徳的諸判断」、「道徳的諸原理」、「背景理論」という三者間の信念群の整合化として特徴付け、更なる精緻化を試みたダニエルズの立論を検討する。

第二節では、ロールズの方法論に対する基礎付け主義者（例えば、M.ドポール）からの批判を俎上に載せる。彼らはロールズの方法論は基礎付け主義と、少なくとも穏健な立場の基礎付け主義と極めて親和的であるという非難を示している。彼らの批判を検討することを通じて、ロールズが行ってきた基礎付け主義批判とは、我々に対して他律的に道徳的信念や原理が強制されることへの批判を意図していたことを明らかにする。更にJ. ラズによる実在論的な立場からのロールズ批判を吟味することによって、反照的均衡は既に存在し、社会化された規範性の解明を目的とするものではなく、規範的な原理を構成するための方法論であることを再確認する。

そして第三節では、G.ゴースが提唱する「信念正当性」に依拠した正当化の意義を踏まえて、ロールズが提示している<理由に基づく正当化（反照的均衡）>と<合意に基づく正当化>が有する機能の差異を明らかにし、その上でこれらの正当化から構成される「公共的理性」の本質を我々の「共有可能な理由」として明示化することを試みる。そしてこの二つの正当化が十全に機能することによって獲得される我々の観点は「公共的に承認された観点」となり、それは我々に「公正性」を判定基準とする「理由の空間」をもたらすことになることを論じる。

**第五章**ではロールズが提起する道徳的存在論、特に如何なる仕方でロールズは「道徳的事実moral facts」というものを解釈しているのかを、現在盛んに論じられている「道徳実在論moral realism」の観点から再構成することを試みる。

第一節では、道徳的事実の存在を否定するヘアが提起した、道徳的存在論または道徳的事実という問題を倫理学で扱う必要があるのかという批判を取り上げる。ヘアの批判に答える形で道徳的事実を問う意義を明らかにした上で、ロールズが如何なる仕方で「善good」という道徳的事実ないしは特性を「自然主義的」に定義しているのかを見る。そこにおいて注目するのは、ロールズが「合理的な人生計画」、そして「十全な熟慮に基づく合理性」という観点から「我々が欲することが合理的であるもの」を「善」として規定している点である。加えて、このようなロールズの善の定義は、我々の「傾向性dispositionに基づく説明」によってより一層明確化されることを提起する。

第二節では、ムーアが「自然主義的な善の定義」を斥けるために提起した「開かれた問いの論法」を取りあげ、ロールズによる善の定義は「自然主義的誤謬」を犯しているのかを検討する。このムーアの主張に対しては様々な反論が示されているが、その中でも「内在主義的自然主義的道徳実在論(スミス)」の立場にロールズが最も親和的であることを論じる。さらに善と並んで、そしてロールズあつては特に重要な「正しさright or just」という道徳的概念を取り上げ、ロールズにあつては善と正が如何にして区別されているのかを吟味する。

そして第三節では、ロールズが如何なる仕方で「正しさ」に関わる道徳的事実を特定しているのかを俎上に載せる。彼による「正」に関わる道徳的事実の定義は、自然主義的なものではなく「契約主義的contractarian」であると特徴付けられる。それゆえ、彼の提起する道徳的事実は合衆国流の「外在主義的自然主義的道徳実在論者」や英国の「非自然主義的道徳実在論者」が提起するのとは別の仕方で、特徴付けられている。この「正」の定義において重要なファクターとなるのは「客観性」を「公共的に承認された観点」としてロールズは解釈している点である。この節ではロールズの存在論的な立場を「契約主義的構成主義」として一層精緻化することを試みる。

第六章ではロールズの道徳理論における「道徳的判断に関わる道徳心理学」に焦点を当てる。これまででは道徳的判断に関してはその「客観性」と「正当化」を主として論じてきたが、本章ではこの判断と「行為への動機付けmotivation for action」との間に存在するとされる或る種の連関性を解明することを試みる。

第一節ではロールズの理論に内在している道徳心理学について、わたしの解釈を織り交ぜながら明確化することを行う。本節では現在の道徳心理学研究の問題設定を踏まえる形でドゥオーキンによる原初状態への批判を取り上げ、それに対する可能な反論についての予備的考察を行う。

第二節ではロールズの道徳心理学における原初状態の位置づけの明らかにし、仮想的合意あつては「合意」そのものではなく、その合意に至る「理由」に注目すべきであることを指摘する。また「行為の理由」として如何なる解釈が存在するのかをB.ウィリアムズの議論を中心に論じる。

そして第三節ではCI手続きを私的理由、すなわち欲求から道徳的理由を構成する手続きとして解釈し、それゆえこのように構成された道徳的理由に対してはそれが示す行為に対して我々は必然的に動機付けが生じることを説明する。その上で「秩序ある社会の市民」という人格構想が我々の道徳的動機付けにおいて如何なる機能を有しているのかを、ロールズの「自律」概念との連関性において解明することを試みる。

最後に「構成主義」についてのわたしの解釈を示して、本稿を締めくくりたい。

## 論文審査結果の要旨

本論文は、『正義論』および『政治的リベラリズム』を世に送り出して、長らく低迷を続けていた規範的社会理論を活性化させた現代アメリカの哲学者ジョン・ロールズの方法論を、「分析的倫理学」という観点から再構成することを主題としている。これまでの内外のロールズ研究は、正義や自由、平等といった実質的価値理念の正当化や制度化の議論に重点を絞ったものが大半であった。しかしながらロールズ自身は、博士論文「倫理の知の諸根拠に関する研究」(1950年)以来、メタ理論＝倫理学方法論に対しても強い理論的関心を抱き続けてきた。そして主著『正義論』では、ネルソン・グッドマンやウィラード・V・O・クワインの科学哲学の示唆を受けながら、「反照的均衡」という方法を精緻化し、さらに1980年代には「カント的構成主義」という新機軸を打ち出すようになったのである。ここを一つの出発点として、その後、ロールズおよび彼の問題意識を受け継いだ一群の研究者は、こうした方法論を活用して、倫理学における観察データにあたる「熟考された道徳的判断」の地位やその正当化、それが依拠する「道徳的事実」の位置づけ、そしてこの判断と行為への「動機付け」とのつながりといった諸問題に対して体系的な解答を提示しようとしている。

本論文はこのような研究状況に積極的に参与するものとして位置づけられる。これは二部六章から成っているが、論者は、まず第一部において、ロールズが切り拓いた「構成主義」をその形成史に即して解明し、さらに構成主義のプロジェクトを引き継ぐ論者達がどのような修正・発展を企てているのかを追跡している。次に、第二部において、この「構成主義」というアプローチを、20世紀後半から精力的に展開された「メタ倫理学」の成果および現在の論争の文脈に位置づけるべく、道徳的意味論、認識論、存在論、そして心理学という各領域に定位して「構成主義」の吟味を行い、その作業に基づいて、論者自身の理論的展望を述べようとしている。

第一部においては、まず第一章で、ロールズ倫理学の二本柱とも言うべき「カント主義Kantianism」と「構成主義constructivism」を検討対象として、ロールズのカント理解のポイントをまとめるとともに、その理解がロールズの（メタ）倫理学理論である「構成主義」にどう反映しているのかを解明している。すなわち、論者は、ロールズの構成主義は、経験主義の枠内での手続き的カント解釈と純粋な手続き的正義が「構成の手続き」という概念装置によって合成されて出来た理論であり、「道徳的事実の構成」という立場をロールズは最後まで保持していたと解釈している。

第二章では、ロールズが提唱した構成主義的道徳理論が他の論者によってどのように解釈・批判されているか、そしてロールズの道徳理論の更なる発展、もしくはそれからの離反がどのような方向で試みられているのかを整理している。すなわち、T.M.スキャンロンは、ロールズの理論が社会的諸制度の正しさに向けられているのに対し、制度を媒介しない、「他者との関係性」に基づく道徳的動機付けを提示しようとし、B.バリーは、相互利益としての正義と不偏性としての正義の違いを明らかにし、「穏健な構成主義」を提示し、S.フリーマンは、構成主義的動機付けのメタ分析を通して、カントーロールズ流の契約主義を擁護した。また、T.H.ヒル、O.オニールは、それぞれカント解釈を通してロールズを批判する論点を提出し、C.コースガードはカント哲学を再構成しつつ構成主義の立場に与して道徳実在論と対決した。以上、論者の視点から現在の思想状況について立てた見通しは、よく考えられており、適切である。

第二部は第三章から始まるが、ここではまず、ロールズの道徳的意味論を扱い、彼が示す「善」の定義と、「熟考された道徳的判断」を表した言明の分析に焦点を絞ることにより、彼が選びとった記述主義的見解がどのようなものであるかを明らかにしている。その上で、道徳的判断の確実性について提起されている疑いに対して、道徳の領域においては科学の領域とは異なる客観性を考えるべきことを指摘し、道徳的客観性は人々の道徳的対話の中に現れる「諸理由の秩序」の中に位置づけられると主張している。

第四章では、ロールズの道徳的認識論を扱う。ここではロールズが我々の熟考された道徳的判断の正当化を行う際に採用する<反照的均衡による正当化>と<合意に基づく正当化>という二つの方法の認識論的諸特徴を対比し、どちらのやり方においても〈三種の観点〉——原初状態の当事者達の合意・秩序ある社会の市民の合意・あなたと私の合意——に基づく吟味が必要であることを示し、ロールズの道徳的正当化論への批判の多くは、この二つの方法、三つの観点を区別しないことが原因であると指摘している。

第五章では、ロールズが拠って立とうとする道徳的存在論を浮き彫りにしている。ここで問題となるのは、ロールズは「道徳的事実moral facts」というものをどのように解釈しているかであり、その解釈をメタ倫理学における「道徳実在論moral realism」の観点から再構成することを試みている。すなわち、論者は、ロールズの立場を、道徳的事実について①その存在を認め、②それは自然主義的事実に還元しきることはできないが、それを用いて規定でき、③それは我々の心的態度から独立してはいない、と考えるものとしている。

第六章では、ロールズの道徳理論における「道徳的判断に関わる道徳心理学」に焦点が当てられる。道徳的判断の「客観性」と「正当化」を主として論じてきた前章までと異なり、本章ではこの判断と「行為への動機付けmotivation for action」との間に存在する（とされる）つながりを明らかにすることを目指している。すなわち、①ロールズの理論に内在する道徳心理学を明るみに出し、②原初状態における仮想的合意に関して「合意」ではなく、合意に至る「理由」に注目すべきことを指摘し、さらに、③定言命法を構成する手続きを欲求から道徳的理由を構成する手続きとして解釈することによって、道徳

的理由に基づく行為についてはその行為への動機付けが必然的に生じることを論証している。

以上の考察を通じて論者は、ロールズの倫理学方法論を次のように総括する——「構成主義」という立場は〈我々〉についての最小限の想定から、誰もが承認しうるであろう想定から出発して道德原理を構成することを試みている。〈我々〉は自由で平等な、理性的である行為者であり、傷付きやすく、資源や人々の利他性に関して有限なこの世界においては他者と共同することなしには生きてはゆけない存在であると考えられている。このような諸事実は〈我々〉についてのおそらく普遍的で最小限の、そして（抽象化されているが）理想化されていない事実であると一般的に承認されていると思われるが、このような諸事実に基づいて道德原理を構築することを彼らは試みている。……他者は我々と共にこの諸事実を大事に思っているであろうという点に〈共有可能な理由〉を構成する可能性が存するのである」。

本論文はロールズおよび内外の関連文献を渉猟・読解した上で、以上の結論にいたる論証を丹念に組み立てており、それ自身が「構成主義」の実践ともなっている。本邦では未開拓に等しい分野に挑戦した論者の意気込みとその粘り強い努力は、高く評価されてよい。訳語の不統一や紹介部分の生硬さなど、表現形式の改善の余地が残されているとはいえ、この点にさらに推敲を加えることによって、論者の主張の有効性がより分かり易く表現され、今後多くの研究者の支持を得られることが期待できる。いずれにせよ本論文がロールズおよび現代倫理学の研究分野に新しい知見をもたらすものであり、当該分野における今後の探究の準拠点を与えるものであることは疑いを容れない。また本論文および既発表の諸論考によって、論者が現代倫理学研究に関する学識と研究能力を十分に具えていることは明らかである。

よって本論文の提出者は、博士（文学）の学位を授与されるに十分な資格を有するものと認められる。